

# 令和7年4月1日から

## 入院時の食事療養費の負担額が変わります

厚生労働省の通知に基づき入院時の食事療養費の負担額を下記のとおり変更いたします。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。（全医療機関共通）

一般（70歳未満）	70歳以上		令和7年3月まで	→	令和7年4月より
区分ア	現役並みⅢ		1食 490円		1食 <b>510円</b>
区分イ	現役並みⅡ				
区分ウ	現役並みⅠ				
区分エ	一般				
区分オ	低所得Ⅱ	90日まで	1食 230円	1食 <b>240円</b>	
		91日目以降	1食 180円	1食 <b>190円</b>	
該当なし	低所得Ⅰ		1食 110円	1食 <b>110円</b>	
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			1食 280円	1食 <b>300円</b>	

※ 低所得Ⅱ・Ⅰ（区分Ⅱ・Ⅰ）の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは「マイナンバーカード」を医療機関の窓口に提示することで食事代の請求額が減額されます。マイナ保険証をお持ちでない方は、保険者に直接申請をお願いします。